

社会福祉法人 大協会
ハートフルかろうデイサービスセンター運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大協会(以下「法人」という)が運営するハートフルかろうデイサービスセンター(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員の従業者(以下「従事者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意志や人格を尊重し利用者の立場に立った適性な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2、事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、前2項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 社会福祉法人大協会 ハートフルかろうデイサービスセンター
- 2、所在地 大阪府大阪市北区長柄中1丁目1番21号

(従業者の職種及び職務の内容)

第4条 従業者として次の職員を置く。

- 1、管理者 1名 (常勤職員)

事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて地域密着型通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

2、生活相談員

利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

3、介護職員

利用者の日常生活の支援をし、特に入浴、送迎等の支援を行う。

4、看護職員

利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

5、機能訓練指導員(看護師と兼務)

要介護・要支援状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から金曜日
- 2、営業時間 午前8時45分から午後5時15分
- 3、サービス提供時間 午前9時から午後4時
- 4、休業日 土曜日、日曜日と年末年始(12月30日～1月3日)

(指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の利用定員)

第6条 事業所の定員は、1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①入浴サービス
- ②給食サービス
- ③送迎サービス
- ④介護サービス
- ⑤生活指導(相談・援助)
- ⑥機能訓練
- ⑦健康チェック

(利用料その他の費用)

第8条 指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

なお、法廷代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるもの

とする。

- 2、指定介護予防通所介護【指定介護予防型通所サービス】を提供した割合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法廷代理受領額サービスである時は、その1割の額とする。
なお、法廷代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第123号)」によるものとする。
- 3、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、
片道10km未満の場合、1000円
片道10km以上の場合、2000円を徴収する。
ただし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する皆の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 4、食事の提供に関する費用については、実費を徴収する。
- 5、おむつ代については、実費を徴収する。
- 6、その他、指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7、利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を発行する。
- 8、指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供に関し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する皆の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 9、費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様にご利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する皆の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 10、法廷代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大阪市北区とする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 10 条 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】を提供する。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第 11 条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第 12 条 指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】について、保険給付の額、その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(地域密着型・介護予防型通所サービス計画の作成)

第 13 条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型・介護予防型通所サービス計画を作成する。

2、それぞれの利用者に応じた地域密着型・介護予防型通所サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

(衛生管理等)

第 14 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

第 15 条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 16 条 利用者は指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をうけるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2、利用者に対する指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3、利用者に対する指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2、利用者に対する指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 20 条 指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとする。

- 2、本事業所は提供した指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行うものとする。

- 3、本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護【指定介護予防型通所サービス】に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第 21 条 本事業は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得る事とする。
 - 3、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき皆を、従業者との雇用計画の内容とする。

(緊急止むを得ず身体拘束を行う手続き)

- 第 22 条 地域密着型通所介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - ①「身体拘束に関する経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - ②利用者又は家族に説明し、その他方法が無かったか改善方法を検討する。

(虐待防止法について)

- 第 23 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげるとおり必要な措置を講じるものとする。
- 1、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
 - 2、個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
 - 3、従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談出来る体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(職員の資質向上)

第 24 条 本事業は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(地域との連携等)

第 25 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2、当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3、運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4、事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5、事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

附 則

- ・この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- ・この規定は、平成 17 年 10 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 18 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 18 年 11 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 19 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 23 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 24 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 24 年 9 月 19 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 28 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 29 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、令和 5 年 9 月 19 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、令和 7 年 4 月 1 日に改正し、同日から適用する。